

6 納税カレンダー

税金の申告と納税はお忘れなく！

月	県 税	国 税	市 町 村 税
4月	・産業廃棄物税（1月～3月分）		・固定資産税・都市計画税第1期 ・軽自動車税種別割
5月	・自動車税種別割 ・鉱区税		
6月	・個人県民税（給与所得者以外）第1期		・個人市町村民税（給与所得者以外）第1期
7月	・産業廃棄物税（4月～6月分）	・所得税及び復興特別所得税（予定納税）第1期	・固定資産税・都市計画税第2期
8月	・個人事業税第1期 ・個人県民税（給与所得者以外）第2期		・個人市町村民税（給与所得者以外）第2期
9月			
10月	・個人県民税（給与所得者以外）第3期 ・産業廃棄物税（7月～9月分）		・個人市町村民税（給与所得者以外）第3期
11月	・個人事業税第2期	・所得税及び復興特別所得税（予定納税）第2期	
12月			・固定資産税・都市計画税第3期
1月	・個人県民税（給与所得者以外）第4期 ・産業廃棄物税（10月～12月分） ・県民税株式等譲渡所得割		・個人市町村民税（給与所得者以外）第4期
2月			・固定資産税・都市計画税第4期
3月	・個人事業税・個人県民税の申告	・贈与税 ・所得税及び復興特別所得税 } (3月15日) ・消費税（個人事業者分）	
毎月	・県民税利子割 ・県たばこ税 ・ゴルフ場利用税 ・軽油引取税 ・個人県民税（給与所得者） ・県民税配当割	・所得税及び復興特別所得税（源泉徴収分）（原則翌月10日） ・酒税 ・たばこ税・たばこ特別税 ・揮発油税 ・地方道路税 ・石油税 ・石油ガス税	・市町村たばこ税 ・鉱産税 ・入湯税 ・個人市町村民税（給与所得者）
随時	・法人県民税 ・法人事業税 ・地方消費税 ・不動産取得税 ・自動車税環境性能割 ・狩猟税 ・自動車税種別割（4月1日以降翌年2月末日までに新たに所有した人）	・法人税 ・地方法人税 ・消費税（法人分） ・消費税（中間申告） ・相続税 ・登録免許税 ・印紙税 ・自動車重量税	・法人市町村民税（・国民健康保険税） ・軽自動車税環境性能割

・申告・納付の期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が期限になります。
・住民税、固定資産税、軽自動車税種別割の納期は、市町によって異なりますので、お住まいの市町にお問い合わせください。



なるほど！ なっちゃん

■ 県税に関する申請・届出様式のダウンロードができます。

ダウンロードができる様式等については、長崎県税務課ホームページの「申請書ダウンロード」をご覧ください。Webで

(様式)

- 法人設立(設置)届
- 法人異動届
- 法人申告書
- 個人事業税の開業・廃業・休業届出書
- 不動産取得申告書
- 不動産取得税の減額申請書
- 納税証明書の交付申請書
- 納税の減免・猶予を受けるための申請書 など





なるほど! なっちゃん

平成28年1月1日から県税への申告書・申請書等へマイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。

■ マイナンバーの記載が必要となる主な書類

○不動産取得申告書 ○不動産取得税の減額申請書 等

■ 個人番号を記載した書類を提出する際は、窓口にて本人確認をさせていただきます。

○本人が提出する場合

①個人番号カード、個人番号付住民票のうち1点

○代理人が提出する場合 ①～③の書類すべて

- ①委任状（税理士の場合は税務代理権限証書）
- ②代理人の個人番号カードもしくは運転免許証、
パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書
- ③本人の個人番号カード(写)、個人番号付住民票(写)のうち1点

○郵送で提出する場合

本人、代理人による提出するものの写しを申告書、申請書と同封にてご提出ください。

マイナンバーとは？

平成27年10月より、日本国内の全住民に通知されています。一人ひとり異なる12桁の個人番号を個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられています。



7 県税の納付場所

県税は、次の金融機関等で納めることができます。

(令和6年4月1日現在)

金融機関 (※1) (県内にある本店・支店)	銀行	十八親和 長崎 みずほ 三菱UFJ 福岡 佐賀 北九州 肥後 西日本シティ ゆうちょ銀行又は郵便局
	信用金庫	たちばな 九州ひぜん 伊万里
	信用組合	福江 長崎三菱 西海みずき
	その他	九州労働金庫 農林中央金庫 九州信用漁業協同組合連合会の県内店舗 県内農業協同組合
コンビニエンスストア (※2)	くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート セブン・イレブン タイエー デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ハセガワストア ハマナスクラブ ファミリーマート ポプラ ミニストップ ローソン ローソンストア100 ローソン・ポプラ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストアー MMK設置店 (以上50音順)	
モバイル決済 (※2)	PayPay LINE Pay	
県の県税窓口	振興局税務部(課)及び県央振興局税務部島原出張所の窓口	

※1 次の金融機関については、長崎県外の本店・支店でも納税することができます。
(全国) 十八親和銀行、みずほ銀行及び九州ひぜん信用金庫
(九州内(沖縄県は除く)) ゆうちょ銀行又は郵便局

※2 ただし、コンビニエンスストア収納用のバーコードが印刷された納付書に限ります。

令和5年4月からeL-QR (地方税統一QRコード) を活用した納税がはじまりました。

eL-QR及びeL番号が付された長崎県が作成する県税の納付書では、以下の方法により納めることができます。

- ・全国のeL-QRコード対応金融機関等窓口
- ・インターネットバイキング
- ・スマートフォン決済アプリ
- ・口座振替 (ダイレクト方式)
- ・クレジットカード
- ・Pay-easy (ペイジー)

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



なるほど! なっちゃん

■ 個人事業税・自動車税種別割は口座振替が便利です。

口座振替は便利で安心・確実ですよ。また、振替手数料もかかりませんので、ぜひご利用ください。

取扱金融機関	「十八親和・みずほ」銀行の本支店、長崎銀行の県内本支店、「福岡・佐賀・西日本シティ・肥後」銀行の県内支店、九州労働金庫・農林中央金庫の県内支店、「九州ひぜん・たちばな」信用金庫、「長崎三菱・西海みずき・福江」信用組合の本支店、九州信用漁業協同組合連合会の県内店舗、県内農業協同組合、ゆうちょ銀行又は郵便局
取扱いができる預金	普通預金、当座預金又は納税準備預金
申し込み手続き	お近くの取扱金融機関又は振興局税務部(課)に、金融機関お届け印をお持ちになり、お申し込みください。詳しくは、振興局税務部(課)におたずねください。
振替日	その年の納期限です。納期限が土日休日のときは翌営業日が振替日になります。振替日に預金残高が不足していると、口座振替はできません。



8 納税証明書

県税の納税証明書には、一般用と自動車税種別割納税証明書(継続検査及び構造等変更検査用)があります。納税証明書は、お近くの振興局税務部(課)・島原出張所で交付しています。

納税証明書の種類

- 一般用(主に次の2種類があります)
 - ・税額証明 納付すべき税額、納付税額及び未納税額を証明します。
 - ・未納がない証明 県税及び特別法人事業税について、未納がないことを証明します。
- 自動車税種別割納税証明書(継続検査及び構造等変更検査用)
 - ・5月に送付しました自動車税種別割納税通知書に添付していますが、紛失等された場合には再発行もしています。(ただし、自動車税種別割及び延滞金の未納がある場合は再発行できません。)
 - ・また、運輸支局・自動車検査登録事務所にて電子情報により納税確認ができるようになりましたので、継続検査(車検)時の提示は省略できます。

証明手数料

証明手数料は、長崎県の収入証紙、現金及びクレジットカードや電子マネー等による納付が可能です。

※長崎県収入証紙は、令和6年度末をもって取扱いが廃止となります。

- 税額証明 1税目、1年度、1枚あたり400円
- 未納がない証明 1枚あたり400円
- 自動車税種別割納税証明書(継続検査及び構造等変更検査用) 無料

その他

- 申請ができる人 ・納税者又は納税者の代理人
- 請求に必要なもの ・代理人の場合は委任状(様式は任意です)
 - ・領収証書(納付後すぐに請求する場合)
 - ・申請者であることが確認できる書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)



なるほど! なっちゃん

■ 郵送でも納税証明書

県外にお住まいなどでお近くに請求窓口がない方には、郵送で発行しています。

交付請求書を長崎県税務課のホームページからダウンロードし、必要事項を記載したうえで次のものを同封し、40ページにある県税の窓口まで送付してください。

(同封する書類)

- ・交付請求書(請求する税目ごとに作成してください。)
- ・証明手数料(①長崎県の証紙、②現金(※1)、③定額小為替(※2)のいずれか)
 - ※1 現金書留をご利用ください。 ※2 郵便局で購入することができます。
- ・受取先の住所・氏名を記入し、切手を貼付した返信用封筒
- ・納付後すぐに交付請求する場合は領収証書の写し

■ 長崎県電子申請システムによる請求

長崎県電子申請システムによりオンラインで納税証明書交付請求をすることができます。

(交付請求内容)

- ・電子申請サービスで請求できるのは、「税額証明」と「未納がない証明」に限ります。
- ・電子申請サービスで請求できる方は、納税者本人です。法人にあっては、当該法人の代表者の方に限ります。
- ・電子申請サービスでの請求に基づき交付する納税証明書は、請求者(納税者)に関する情報の保護のため納税者本人の住所、法人にあっては登記上の本店所在地へ送付します。
- ・証明手数料及び郵送料のお支払いはオンライン決済となります。



9 延滞金

納期限までに県税を納めないときは滞納となり、延滞金がかかります。延滞金の額は、納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、県税の額に次の割合を乗じて計算します。

納期限の翌日から1月を経過する日まで…延滞金特例基準割合(平均貸付割合+1%)に年1%を加算した割合(年7.3%を上限とする)で、令和6年は2.4%となります。

納期限の翌日から1月を経過した日以降…延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合で、令和6年は8.7%となります。

※「平均貸付割合」は各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合。

10 加算金

事実より少なく申告したり、申告をしなかったり、また、税を逃れようとしたときに徴収されます。

過少申告加算金

○期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合または増額の更正を受けた場合に徴収されます。

納める額 増差税額×10/100

○なお、増差税額が期限内申告額と50万円といずれか多い金額を超えるときは、その超える部分の税額の5/100が加算されます。

納める額 増差税額×10/100+超える部分の税額×5/100

不申告加算金

○期限内に申告しなかった場合に徴収されます。

納める額 納める税額×15/100

○なお、納める税額が50万円を超えるときは、その超える部分の税額の5/100が加算されます。

納める額 納める税額×15/100+50万円を超える部分×5/100

○ただし、更正・決定があるべきことを予知しないで、期限後に申告した場合は、納める税額の5/100となります。

納める額 納める税額×5/100

○令和6年1月1日以後に申告期限が到来するものについては、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する不申告加算金の割合が30%に引き上げられます。(令和5年度税制改正)

重加算金

○故意に税を逃れようとしたときに過少申告加算金・不申告加算金に代えて徴収されます。

納める額

・過少申告加算金に代えて徴収する場合 増差税額×35/100

・不申告加算金に代えて徴収する場合 納める税額×40/100

加算金の加重措置

○過去5年以内に不申告加算金又は重加算金を課された者が、再び「不申告又は仮装・隠ぺい」に基づく修正申告書の提出等を行った場合については加算金が10%加重されます。(平成29年1月1日以後に申告期限が到来するもの)

○なお、令和6年1月1日以後に申告期限が到来するものについては、加重措置の対象に期限後申告等をした前年度及び前々年度において不申告加算金若しくは重加算金を徴収されたことがあり、又は決定すべきと認められる場合、が追加されました。(令和5年度税制改正)



11 滞納処分

納期限までに県税を納めない場合は、督促状や催告書をお送りするなどして納税の催告を行いますが、それでも完納されないときは、大切な県税を確保するため、また、納期限までに県税を納めた人との公平性を保つため、滞納処分(搜索や差押えなど)を行います。

12 減免・猶予

納税の減免・猶予を受けるためには、申請が必要です。

減免

次の場合は、減額又は免除されることがあります。

個人県民税	・市町村で個人の市町村民税が減免された場合
個人事業税	・災害により事業用資産に被害があった場合 ・自己または同居親族が所有する住宅や家財に被害があった場合 ・生活保護を受けている場合
不動産取得税	・災害により不動産に被害があったため、代替りの不動産を3年以内に取得した場合 ・不動産を取得した直後に災害により滅失又は損かいた場合
自動車税 (種別割・環境性能割)	・災害により自動車に損害を受けた場合 ・一定の級以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者等のために自動車を利用する場合(障害者など1人につき1台)

猶予

右の要件に当てはまるときで、一度に納税できないときは、申請によって、納税が一年以内の期間、猶予されることがあります。

なお、納税の猶予がされた場合は、その期間中の延滞金が一定の割合で免除されます。

- ①本人の財産が、災害(震災、風水害、火災など)や盗難にあったとき
- ②本人や家族が病気にかかったり負傷したとき
- ③事業に大きな損失があったり、事業を廃止、休止したとき

13 審査請求

振興局長が行った課税、徴収の処分について不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に、知事に対して書面にて「審査請求」をすることができます。

(督促、財産の差押えなど処分によっては、この期間が異なる場合もあります。)

14 主な国税のあらまし

所得 税

納める人 日本国内在住で所得のあった人や、外国に住んでいて日本国内で生じた所得のあった人

納める額
$$\text{税額} = \text{課税される所得金額 (所得金額 - 所得控除額)} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

● 令和5年分所得税の速算表

課税される所得金額	税率(%)	控除額
1,000円 ～ 1,949,000円	5	0円
1,950,000円 ～ 3,299,000円	10	97,500円
3,300,000円 ～ 6,949,000円	20	427,500円
6,950,000円 ～ 8,999,000円	23	636,000円
9,000,000円 ～ 17,999,000円	33	1,536,000円
18,000,000円 ～ 39,999,000円	40	2,796,000円
40,000,000円以上	45	4,796,000円

納める方法 翌年の3月15日までに税務署に申告して納めます。(一般的には、給与所得者は源泉徴収され、年末調整により所得税額が確定するため、申告する必要はありません。) 所得税の額に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を、所得税と同じ時期に申告・納税する必要があります。

法 人 税

納める人 会社や協同組合などの法人(収益事業を行っている公益法人や人格のない社団等も含む)

納める額
$$\text{税額} = \text{各事業年度の所得金額} \times \text{税率(15\sim 23.2\%)}$$

※ 税率は法人の種類や所得金額に応じて決められています。

納める方法 原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。法人税額を基に計算される地方法人税も、併せて申告・納付する必要があります。

消 費 税

納める人 国内取引(商品の販売、サービス提供など)を行う事業者や、輸入取引を行う事業者(地方消費税(20ページ)と同じ)

納める額
$$\text{税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}$$

納める方法 国内取引の消費税は法人所在地又は住所地の税務署に、輸入取引の消費税は所轄の税関に申告して納めます(地方消費税(20ページ)と同じ)。

- ※ 消費税率は複数税率のため、税率ごとに区分して計算する必要があります。
- ※ 簡易課税制度を選択している場合の「課税仕入れ等に係る消費税額」は「課税売上げに係る消費税額」に一定の割合を乗じた金額になります。



なるほど! なっちゃん

■ はじめてみませんか? ネットで申告・納税

e-Taxでは、あらかじめ登録すれば、自宅やオフィス、税理士事務所などから、インターネットを利用して申告や申請、納税等ができ、税務署などに何度も出かける必要がなくなります。

■ 詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください



贈 与 税

納める人 贈与により財産を取得した人（受贈者）

納める額
$$\text{税額} = \left(\text{課税価格(贈与を受けた財産の価額の合計額)} - \text{基礎控除額(110万円)} \right) \times \text{※税率(10\%~55\%)} - \text{※控除額}$$

※ 税率と控除額は課税価格の区分に応じて決められています。

税率	— 一般(10~55%) ※特 例(10~55%)	控除額	— 一般(0~400万円) ※特 例(0~640万円)
----	------------------------------	-----	--------------------------------

※ 直系尊属からの贈与で、受贈者が18歳以上の人(贈与があった年の1月1日において判断します)
なお、令和4年3月31日以前の贈与については、受贈者の年齢要件は20歳以上となります。

納める方法 贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに税務署に申告して納めます。

その他 一定の要件に該当する贈与については、「相続時精算課税」制度を選択することができます。

相 続 税

納める人 相続や遺贈(死因贈与を含みます)によって財産を取得した人など

納める額 (1) ※課税遺産総額を法定相続分に応じて分けたものとして、その法定相続分に税率(10~55%)を乗じた後に控除額(0~7,200万円)を差し引き、各法定相続人別に税額を算出し、それを合計して相続税の総額を算出します。
(2) この相続税の総額を、実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分した額が、各人の相続税額になります。

※ 各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額に、遺産に係る基礎控除額(3,000万円+(600万円×法定相続人の数))を差し引いて算出

納める方法 課税遺産総額が算出された場合、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に税務署に申告して納めます。



なるほど! なっちゃん

■ 国税に関するご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。なお、国税庁ホームページでも税に関する情報を提供しています。

■ タックスアンサーでは「よくあるご質問」についての情報を多数掲載しています。

● 国税庁タックスアンサー ●

インターネット www.nta.go.jp/taxanswer (パソコンや携帯電話からアクセスしてください。)



15 主な市町村税のあらまし

市町村税のお問い合わせは、お住まいの市町へお願いします。

(お問い合わせ先は、41ページをご覧ください。)

個人市町村民税

納める人 個人県民税(10ページ)と同じです。(ただし、「県内」は「市町内」と読み替えてください。)

納める額 【均等割】 年額3,000円

【所得割】 $\text{税額} = \frac{\text{課税所得金額}}{\text{(前年の所得金額-所得控除額)}} \times \text{税率(6\%)} - \text{税額控除額}$

納める方法 個人県民税(10ページ)と同じです。

法人市町村民税

納める人 法人県民税(15ページ)と同じです。(ただし、「県内」は「市町内」と読み替えてください。)

納める額 【均等割】 年額5~300万円(法人の資本などの額によって決められています。)

【法人税割】 $\text{税額} = \text{法人税額} \times \text{税率(標準税率6.0\%)}$

※ この標準税率を超える市町もあります。(令和元年10月1日以後開始事業年度分から)

納める方法 法人県民税(15ページ)と同じ期日までに市町に申告して納めます。

固定資産税

納める人 1月1日現在に固定資産(土地、家屋及び償却資産)を所有している人

納める額 $\text{税額} = \text{固定資産の価格} \times \text{税率(標準税率1.4\%)}$

※ 土地については負担の調整措置がとられている場合がありますので、市町にご確認ください。

納める方法 市町から届く納税通知書(納付書)により、各市町の条例で定める納期(標準では4月、7月、12月、2月)に納めます。

都市計画税

納める人 固定資産税の課税対象のうち、都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地、家屋及び市街化調整区域のうち市町の条例で定める区域内に所在する土地、家屋を所有している人

納める額 $\text{税額} = \text{土地、家屋の価格} \times \text{税率(上限0.3\%)}$

納める方法 市町から届く納税通知書(納付書)により固定資産税とあわせて納めます。

軽自動車税 種別割 (旧軽自動車税)

令和元年10月1日から名称が変更されました。

納める人 毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車などを所有している人

納める額 軽自動車の種類、用途によって決められています。

納める方法 市町から届く納税通知書(納付書)により、各市町の条例で定める納期(標準で4月)に納めます。

軽自動車税 環境性能割

令和元年10月1日から導入されました。内容については、27、28ページをご覧ください。

